

情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人茨城 NPO センター・コモンズ（以下「この法人」という。）が、その事業の状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた事業を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報保護方針の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公 告)

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
2 前項の公告については、定款第 46 条の方法によるものとする。

(書類の備置き等)

第6条 この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。
2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第7条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、本部事務所とする。
2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間内とする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(インターネットによる情報公開)

第8条 この法人は、第 7 条第 2 項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネット

による情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管 理)

第10条 この法人の情報公開に関する事務の担当者は、事務局長とする。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2022年2月1日から施行する。(2022年1月31日理事会決議)

別表

行 番号	対象書類等の名称	備置期間	対 象
1	定款	永久	制限なし
2	各事業年度の事業報告書、活動計画書、貸借対照表、財務諸表の注記及び財産目録	5年間	
3	役員名簿	5年間	
4	前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	5年間	
5	特定非営利活動法人所轄庁からの認証書	永久	
6	登記事項証明書	永久	
7	認定特定非営利活動法人としての認定基準等チェック表、欠格事由チェック表、寄附金を充当する予定の事業内容等	5年間	
8	「助成金の支給の実績」を記載した書類	5年間	
9	役員の報酬等並びに費用に関する規程	5年間	
10	前事業年度の収益の明細など	5年間	
11	特定非営利活動法人促進法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類	5年間	
12	事業計画書、活動予算書	当該事業年度の終了時まで	
13	監査報告書	5年間	
14	総会議事録	10年間	
15	理事会議事録	10年間	
16	会計帳簿	10年間	